

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

香川県監査委員 平 木 享
 同 水 本 勝 規
 同 鍋 嶋 明 人
 同 野 田 峻 司

行政監査の結果に対する措置状況

税外未収金の回収等について

[改善・検討事項]

債権名	改善又は検討を要する事項 (要 約)	所 属 名	左 に対する 措 置 状 況
県営住宅 使用料、 県営住宅 駐車場使 用料、県 営住宅退 去修繕費	滞納家賃等が少額である時点での初動対応が重要であることから、費用対効果にも十分留意しながら、滞納が少額である時点での有効な回収方策について検討し、未収額の縮減に努める必要がある。	住宅課	滞納が少額である時点に対応するため、平成20年度から滞納月数が4月以上の滞納者全員に対して、文書による督促を行う。また、電話や訪問など、その他の有効な回収方策についても検討し、未収額の縮減に努める。
自己負担 金	多度津団地等に居住する生活保護受給者の家賃については、現在、中讃保健福祉事務所による代理納付を実施しているが、今後、その他の県営住宅にもこの方式を拡大するため、早急に保護の実施機関である関係市と代理納付について協議を行い、未収金の発生防止に努める必要がある。	住宅課	県内全ての県営住宅において生活保護世帯の代理納付方式を拡大するため、保護の実施機関である各市と協議を行っている。 [坂出市] 平成20年1月から実施 [丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市] 平成20年4月から実施 [高松市] 平成21年度実施に向けて協議している。
母子寡婦 福祉資金 貸付金償 還金、同 違約金	滞納者から分割納付の申出があった場合、口頭により認めているが、地方自治法施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等の手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。	小豆総合事務所 (健康福祉課) 東讃保健福祉事 務所 中讃保健福祉事 務所 西讃保健福祉事 務所	[共通] 平成19年11月から分納納付の申出があった場合、履行延期の特約等の手続又は分納誓約書の徴収のいずれかの方法で行っている。

	納入期限（毎月25日）に口座振替ができなかった場合に口座振替不能の通知を郵送しているが、経費削減や事務負担の軽減を図る観点から、廃止を含め見直しを検討する必要がある。	小豆総合事務所 （健康福祉課） 東讃保健福祉事務所 中讃保健福祉事務所 西讃保健福祉事務所	〔共通〕 平成19年12月から口座振替不能通知を廃止した。なお、従来、口座振替不能通知に同封していた納付書は督促状に同封することとした。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	小豆総合事務所 （健康福祉課） 東讃保健福祉事務所 中讃保健福祉事務所 西讃保健福祉事務所	〔共通〕 平成20年2月から債権ごとの償還実施計画を策定し、この計画に基づき滞納事案ごとに回収方法等を検討しながら、回収に努めている。 また、回収が困難な事案については、平成19年11月から部内に設置した債権特別整理班が臨戸訪問等を行っているが、今後とも未収額の縮減に努める。
医療費（患者負担分）	1人の債務者に複数の滞納がある場合の債権管理にも対応できるよう、未収金整理票の記載内容等を見直す必要がある。	中央病院 丸亀病院 白鳥病院 津田診療所 がん検診センター	〔共通〕 平成20年4月から、未収金整理票に、債権ごとに督促状の発行年月日とその納期限、延納（分納）誓約日等が特定できるように記載することとした。
	延納（分割）誓約書の中には支払計画欄が空欄のままになっているものがあり、延納（分割）誓約書の記載内容について滞納者への指導を徹底する必要がある。	白鳥病院	平成19年11月から、支払計画欄に支払年月日、金額を記入してもらおうよう徹底している。
	延納（分割）誓約書は必ず債務者本人（患者）又は連帯保証人から提出してもらおう必要がある。	津田診療所	平成19年11月から、延納（分割）誓約書は債務者本人（患者）又は連帯保証人から提出してもらおうこととした。
	医業未収金管理要領で定めた期限内に督促状や催告状の発行等を行う必要がある。	丸亀病院 白鳥病院 がん検診センター	〔共通〕 平成20年4月から規定どおり発行している。
	外来窓口において診療費を納入しない者には、納入の時期や方法	中央病院 丸亀病院	〔共通〕 平成20年4月から、診療費未

	を記した納入誓約書の提出を求めるなど、外来診療費の未収金の発生を防止するための方策を検討する必要がある。	白鳥病院 津田診療所	払者に対して、延納（分納）誓約書の提出を求めることとした。
	内容証明郵便で最終催告状を送付している未収金について、医業未収金管理要領に基づき、支払督促の申立ての検討について病院事業管理者に上申する必要がある。	津田診療所	再度、居所訪問を実施し、現況確認の上、病院事業管理者に上申することとする。
	督促状の発行後一部納付のあった債権について、3年間の消滅時効の算定期間を誤り、不納欠損を行っているものがある。今後、時効期間の算定等に正確を期し、適正に事務処理を行う必要がある。	中央病院	今後、支払確認を徹底し、不納欠損処理を適切に行うよう努める。
	平成17年11月21日の最高裁判決において、公立病院の診療に関する債権は私法上の債権であるとの判断が示され、時効完成による債権消滅には債務者の時効の援用が必要となった。今後、県立病院の医療費（患者負担分）の不納欠損については、最高裁判例及び民法の趣旨に沿い、適正に事務処理を行う必要がある。	中央病院 丸亀病院 白鳥病院 津田診療所 がん検診センター	〔共通〕 税務課で策定する「税外未収金管理業務指針」等の全庁的な取扱い方針を踏まえ、不納欠損について適正に事務処理を行う。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	中央病院 丸亀病院 白鳥病院 津田診療所 がん検診センター	〔共通〕 未収金整理票の再整理を行うとともに、滞納者の状況の把握により一層努め、滞納者ごとに滞納事案の状況に応じた回収方針を十分検討し、一層の効率的な回収に努める。
生活保護 扶助費返 納金	債権管理を適切に行うため、滞納者との納付交渉の状況が明確に分かるよう管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。	東讃保健福祉事務所	平成20年6月までに滞納者との納付交渉状況の記載を含む管理簿を作成し、整理・保存する。
	債権管理を適切に行うため、生活保護債権管理票に督促状況の記	中讃保健福祉事務所	過去の未記載については、平成20年3月までに記載した。今

載を十分に行う必要がある。		後とも督促状況の記載を十分に行う。
債権管理を適切に行うため、債権概要調書に債務の履行状況や督促等の記載を十分に行う必要がある。	西讃保健福祉事務所	平成20年2月までに債務の履行状況、督促の状況を記載した。今後とも債務の履行状況等の記載を十分に行う。
香川県会計規則第193条第1項の規定に基づき、督促状は履行期限から20日以内に発行する必要がある。	中讃保健福祉事務所	平成19年10月の指導後、滞納者に対する督促状を履行期限から20日以内に発行するよう徹底している。
未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	小豆総合事務所 (生活福祉課) 東讃保健福祉事務所 中讃保健福祉事務所 西讃保健福祉事務所	[共通] 平成20年3月までに滞納者を被保護者と保護廃止者とに区分し、一定の滞納の類型化を行い、大まかな対応方針を策定した。 全般的には、滞納者は資力が低いことから、これまでどおり履行延期の特約(分納)を積極的に活用することとし、また、口座振替制度も活用し効率化を図る。 被保護者については、ケースワーク活動等を通じ分納の誓約をさせるなど納付指導を継続する。 保護廃止者については、文書による催告のほか、電話臨戸等により生活状況等を把握し、催告継続、事実上の徴収停止、強制執行検討の対応方針を決定し、効率的な回収に努める。
本債権は、滞納者の資産状況等から回収困難となることが多いことから、保護対象者の資産や収入、生活実態の的確な把握に努め、生活保護扶助費の給付の適正化をより一層図る必要がある。	小豆総合事務所 (生活福祉課) 東讃保健福祉事務所 中讃保健福祉事務所	[共通] 保護の補足性の説明や収入申告指導などを強化し、毎年行う課税調査以前での収入の把握や、さらに、訪問不在が継続する者などの生活実態を把握するよう努める。 また、過去に不正受給等があった被保護者については、ケー

			ス記録に明記し、訪問活動において再発防止に努める。
老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金、同延滞利息	当貸付制度は平成17年12月末をもって廃止されたものの貸付金の返済は平成24年度まで続くこと、なお多くの未収金が残っていることから、今後も適正な債権管理を行うとともに、積極的な未収金回収対策等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	健康福祉総務課	徴収専門の嘱託職員とともに臨戸訪問を頻繁に行うなど、更なる滞納整理の徹底に努めるとともに、今後とも未収金の早期縮減を図る。
児童保護措置費の自己負担金、児童福祉施設措置費負担金、身体障害者福祉施設措置費負担金	債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額や納付期限、督促状況等を記載した管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。	東讚保健福祉事務所	平成19年11月に債権額や納付期限、督促状況等を記載した滞納者ごとの管理簿を作成し、整理・保存している。
	滞納者から分割納入の申出があった場合、口頭により認めているが、本債権は滞納処分ができる債権であり地方税法第15条の規定による徴収猶予の例による手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。	子ども女性相談センター	平成19年11月から分納誓約書(分納計画書)を徴収している。
	滞納者から分割納入の申出があった場合、地方自治法施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等の手続により認めているが、本債権は滞納処分ができる債権であり地方税法第15条の規定による徴収猶予の例による手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。	中讚保健福祉事務所	平成19年11月から分納誓約書(分納計画書)を徴収している。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、滞	東讚保健福祉事務所 中讚保健福祉事務所 西讚保健福祉事務所 子ども女性相談センター	[共通] 債権ごとに債権額、収入額、督促状況等を記載した管理簿を整備し、滞納事案ごとに回収方法を検討しながら、回収に努める。滞納処分についても検討を進める。

	納者に納付を強く促すとともに、滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。		
放置違反金、同延滞金	放置違反金は、公平性の観点から決して逃げ得を許さない強い姿勢で臨むとともに、滞納額が累積しないよう時効が完成するまでに可能な限り多くの滞納者から違反金を徴収していくことが重要である。このため、今後、滞納者の給与や動産の差押えなどについても検討し、より一層未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	交通指導課	滞納者に対する文書や電話による催告、臨戸徴収を頻繁に行うとともに、財産調査等の実施による強制徴収を継続的に実施し、未収額の縮減に努める。
看護師等 修学資金 貸付金償 還金	債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに納付交渉の記録を、整理・保存する必要がある。	医務国保課	平成19年10月に臨戸台帳を作成し、臨戸や電話による納付交渉について、滞納者ごとの記録を整理・保存している（債権特別整理班）。
	香川県会計規則第193条第1項の規定に基づき、督促状は履行期限から20日以内に発行する必要がある。	医務国保課	収入状況について迅速な把握に努め、平成20年2月から滞納者に対する督促状を履行期限から20日以内に発行している。
	延滞利子の徴収について、香川県看護学生修学資金貸付条例第10条の規定に基づき、適正に運用する必要がある。	医務国保課	平成19年11月から延滞利子について取扱いを定めて徴収に当たっている。今後とも条例の規定に基づいた適正な運用に努める。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	医務国保課	平成19年11月から部内の債権特別整理班の協力を得ながら、滞納整理に取り組んでいる。個々の滞納者の財産、接触時の状況等を見ながら、方針を定め、強制徴収を含めた回収方法の中から適切な対応を検討し、未収金の縮減に努める。
児童扶養手当返納金	債権管理を適切に行うため、児童扶養手当等返還金管理票に督促日等の記載を十分に行う必要があ	子育て支援課	指摘のあった項目については、平成20年3月3日に追記した。今後とも管理票への督促日等の

	る。		記載を十分に行う。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権のうち不正利得に係る徴収は滞納処分ができる債権であり、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。	子育て支援課	平成20年2月に債権ごとに、督促状況や交渉記録等を記載した管理簿を整理した。今後、この管理簿をもとに滞納事案ごとの回収方法等を検討しながら、回収に努める。滞納処分についても検討を進める。
	本債権は、滞納者の資産状況等から回収困難となることが多いことから、受給対象者の資産や収入、生活実態の的確な把握に努め、児童扶養手当の給付の適正化をより一層図る必要がある。	子育て支援課	受給対象者の生活実態の把握については、随時、市町等からの情報収集を行うなど、給付の一層の適正化に努める。
心身障害者扶養共済掛金	債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額や納付期限、督促状況等を記載した管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。	障害福祉課	これまでも催告状発行簿等による管理を行っているが、債権額等を適正に把握するため、また、交渉状況を適正に記録するため、平成20年1月に管理簿を作成し、整理・保存している。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。	障害福祉課	生活困窮、行方不明等滞納の事案ごとに、滞納者の状況を個別に判断した上で、回収の方針を定め、最適な方法を選択することにより、未収金の更なる縮減に取り組む。
河川占用料	香川県会計規則第193条第1項の規定に基づき、督促状は履行期限から20日以内に発行する必要がある。	中讃土木事務所	平成20年4月から滞納者に対する督促状を履行期限から20日以内に発行している。

	<p>決裁権者の決裁を受けずに督促状を発行しているため、督促状の発行については決裁権者の決裁を受ける必要がある。</p>	中讃土木事務所	平成19年9月の指摘後直ちに処理をした。今後は決裁を受け督促状を発行する。
	<p>債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額や納付期限、督促状況等を記載した管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。</p>	中讃土木事務所	平成20年3月に個別に管理簿を作成し、整理・保存している。
	<p>未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。</p>	高松土木事務所 中讃土木事務所	<p>[共通] 高松土木事務所においては平成19年10月から、中讃土木事務所においては平成20年4月から、個々の滞納者の状況を的確に把握し、対応方針を検討・整理している。今後とも積極的に催告を行うなど未収金の回収に努める。</p> <p>また、必要に応じて滞納者の資産調査等を行い、費用対効果等も勘案しながら滞納処分について検討する。</p>
道路占用料	<p>未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。</p> <p>なお、道路占用の許可申請手続や道路占用料について、県民への周知や指導をより一層効果的に行う必要がある。</p>	小豆総合事務所 (用地管理課) 高松土木事務所	<p>[共通] 平成19年10月から個々の滞納者の状況を的確に把握し、対応方針を検討・整理している。今後とも積極的に催告を行うなど未収金の回収に努める。</p> <p>また、必要に応じて滞納者の資産調査等を行い、費用対効果等も勘案しながら滞納処分について検討する。</p> <p>なお、道路占用制度の県民への周知については、高松土木事務所において平成19年11月から管内の実態調査を行っており、その成果をもとに指導に努めていくほか、平成20年3月に管内屋外広告業者に対しても周知を図った。</p>
未熟児養	香川県会計規則第193条第1項	子育て支援課	平成19年10月から滞納者に対

育医療自己負担金	の規定に基づき、督促状は履行期限から20日以内に発行する必要がある。		する督促状を履行期限から20日以内に発行している。
	市町の乳幼児医療公費支給制度による払戻しについて、納入義務者への周知を徹底するとともに、市町の払戻金を直接当該債権に充当することを関係市町と協議する必要がある。	子育て支援課	払戻しについては、平成19年11月から納入義務者への通知文に分かりやすく明記した。市町の払戻金を直接当該債権に充当することについては、平成20年8月を目途に市町と協議する。
	未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。滞納事案ごとに回収方法等を検討した上、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。	子育て支援課	平成19年8月に、債権額、督促状況等を記載した管理簿を作成した。滞納事案ごとに回収方法等を検討しながら、回収に努める。滞納処分についても検討を進める。

[総括意見]

項目	意見（要約）	所属名	左に対する措置状況
未収金対策の全庁的な推進体制等について	未収金対策を全庁を挙げて推進するため、各所属の取組の進行管理や成果の検証、実績のとりまとめ等を行う全庁的な推進体制について検討するとともに、未収金対策に関する県の姿勢や方向性、事務処理の手続や基準等を具体的に定めた債権管理業務指針（仮称）を作成する等により、債権管理事務の統一的処理について検討する必要がある。	政策課 税務課 人事・行革課 出納局	税務課を中心として、各所属の未収金対策を統一的に推進する体制を構築するとともに、債権管理の事務手続及び未収金回収手続等を全庁的に統一し、各所属の債権管理の適正化を図るため、「税外未収金管理業務指針」及び「税外未収金の管理・回収の進め方」を策定する。
未収金回収の専門組織の設置について	未収金回収の強化に向け、未収金回収を専門とする部局横断的な組織を設置し、支払督促制度の活用など法的回収手段による強制徴	政策課 税務課 人事・行革課 出納局	平成20年4月から税務課内に税外未収金を担当するグループを設置した。今後は、税務課が債権管理事務及び未収金回収に

て	収の一元化について検討する必要がある。費用対効果を十分に検証した上、債権管理回収会社（サービサー）など民間の専門家の活用についても検討する必要がある。		向けた助言・指導を行うとともに、回収困難事案を中心に引継ぎを受け、法的回収手段による強制徴収を実施する。また、費用対効果を検証した上でサービサーの活用も検討する。
債権管理担当職員の能力向上について	債権管理担当職員の能力向上を図るため、今後、債権管理をテーマとした職員研修の一層の充実について検討する必要がある。	政策課 税務課 人事・行革課 出納局	債権管理事務の基礎知識や強制徴収（滞納処分、支払督促等）を実施するための研修会を開催する。